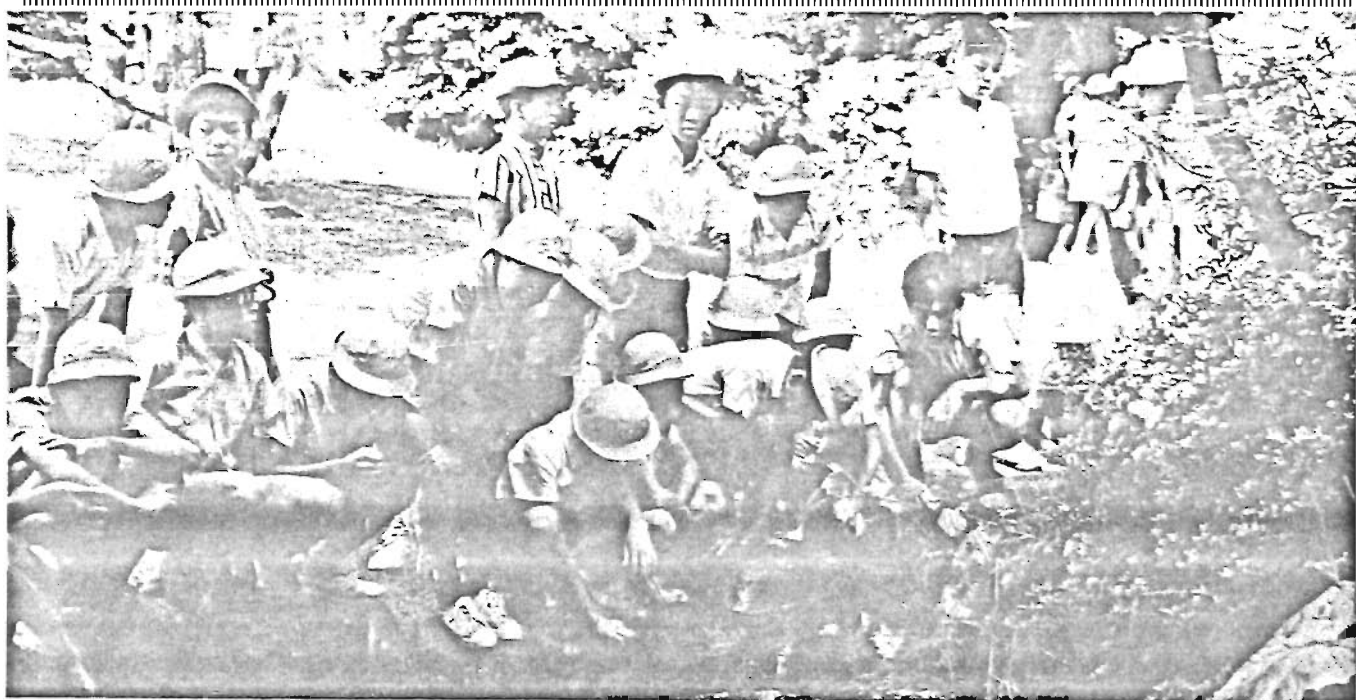


豊島区広報

昭和42年8月20日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981)1111

世帯と人口
7月1日現在
人口 346,733
男 174,393
女 172,340
世帯数 135,635
(住民登録による)



限りない思い出
 楽しさいっぱい

夏休みを利用して、ことしも林間学校が各地で開かれています。2日3日の規律ある集団生活の中で自然に接する喜びと、こどもにとって限りない楽しい思い出となるでしょう。〔写真一日光林間学校〕

**永久選挙人名簿の
 定時追加登録**
 申出期限は……9月1日まで

来る9月1日現在で、選挙人名簿の追加登録が行なわれますが、従来の制度とは異なり、単に住民登録や主要食糧の配給を異動したのみでは名簿に登録されません。必ず所定の選挙人名簿登録申出書を提出してください。受付は出張所または当委員会で行なっています。なお用紙は、受付窓口に備えつけてありますので、ハンコをご持参のうえ手続きをしてください。

「今回の追加登録の対象となる方は」——去る4月15日に執行された統一地方選挙に用いられた当区の永久選挙人名簿に登録されていない方で ①：本年6月1日以前から豊島区に住んでいる ②：昭和22年9月2日以前の出生者で ③：9月1日までに登録申出書を提出された方に限ります。

「成人に達したら」——必ず「選挙人名簿登録申出書」を提出してください。また「古くからお住いの方」でも永久選挙人名簿に登録されていない方は、この「登録申出書」を提出しなせんと登録されませんので、ご注意ください。

「転入されたときは」——転入届出と同時に前の住所で発行してもらった「選挙人名簿の異動に関する証明書」を出張所へ提出し、あわせて選挙人名簿登録申出書を提出してください。

「区外へ転出するときは」——出張所で転出の手続きをすると同時に「選挙人名簿の異動に関する証明書」の交付をうけ、新しい住所で転入届出をする際に、この証明書を提出して選挙人名簿の登録申出をしてください。この手続きをしませんと新しい住所で永久選挙人名簿に登録されません。

なお本年6月2日以後、豊島区に転入された方は、所定の登録申出書を提出してあっても今回の追加登録は行なわれません。来年3月1日現在の定時登録により登録されることとなります。

「以上の追加登録者のみを縦覧に供します」——9月11日・20日迄。土・日曜日に関係なく毎日午前8時30分午後5時まで。

この縦覧中に異議申出があっても「選挙人名簿登録申出書」が提出されていなければ受付られません。追加登録者の方の縦覧なので、従来の選挙人名簿の縦覧は行なわれません。
 くわしいことは……豊島区選挙管理委員会(981)一一一まで。

正常な学校運営をめざす

三三学校運営費を大幅に増額三三

豊島区では、昭和32年度から、小中学校の運営に必要な経費を毎年増額して、父兄負担の軽減をはかってきました。この結果、全般的には父母負担がかなり減少しましたが、まだ、若干の私費負担がなされていきました。これには、学校教育における公費と私費の負担区分が明確でなかったことなどいくつかの原因が考えられますが、義務教育の学校運営の上から決して好ましいことではありません。そこでこのたびの措置がとられたわけです。

都が学校運営の標準費を定める

今回、東京都では、この問題について今までの父兄負担解消対策の方法を再検討し、学校運営に必要な経費を理論的に積み上げる、私費負担が許される分野と考え方を明確にすることにしました。そこで、都教育庁が中心となって、義務教育にだけだけの経費が必要で、どれだけを公費で負担するのかということを検討しました。とくに法令や、二十三区の教育の実態、小中学校の教育課程などを十分考慮にいれ、検討した結果をひとつひとつ積み上げて「学校運営費の標準」を定めました。そして、公費で負担すべき経費についての財源措置を行なうこととしました。

☆個人負担となるものの範囲

学校教育に必要な経費のうち私費負担の許される分野については、現行法令の考え方をもちにし、つぎの二つの分野について個人負担とすることになりました。

第一は、ノート、鉛筆、ハサミ、学用品類など、家庭学習にも必要で、しかも学校での学習指導にも必要なもので、個人の持ち物として持ってこられるようなものの経費、

第二は、図工・技術家庭科の実習材料、クラブ活動で児童生徒個人の所有になるもの、給食の食材料費、修学旅行費など、とくに家庭教育上必要というわけではないが、その利益が児童生徒に還元されるものの経費、(くわしくは別表(1)参照、なお私費の範囲といたものについて

ては、父兄の了解を得て学校が一括購入などをお願いすることがあります)

したがって、児童生徒の父兄が負担するのは、これらの経費に限られ、これ以外の経費は公費負担となるわけです。

なお、これら個人負担とされた経費について、負担することが困難なご家庭には、その経費を区で援助することになっております。

☆学校運営費標準に

対する豊島区の措置
以上が、都で定めた学校運営費標準および私費負担の範囲であります。

さて、この標準を分析して、豊島区の教育全般と対比したところ、本区の教育水準の方が高いものや、標準にない独自の教育事業が行なわれているものなどがあることが明らかになりました。ただ、この6月の区議会に補正予算として、学校運営費標準を大幅に上まわる八千九百八十万円の予算を学校運営費として計上可決成立いたしました。(予算関係、別表(2)



参照

これにより、豊島区立の学校は、豊島区の教育の特色をもった正常な学校運営がなされるとともに、公費の父兄負担をなくすことができるわけです。

☆PTAも正常な運営と活動を戦後から今日まで、公教育の一部が私費負担によって充実されてきた事実をだれしもが認めるところで、PTAなどの団体が、善意と協力によって学校後援に果たされた役割りは高く評価されなければなりません。

しかし、今後はこうした学校に対する熱意を、こどもを中心とした精神的な学校後援に注いでいただき、よりよい学校、よりよいPTAとして、PTA本来の正しい運営と活動にご尽力賜わることをお願いしております。

また、学校側も、PTAなどから物的、金銭的後援を安易に受け入れるといった、私費依存を避け、公費の範囲内で創意工夫をこらし学校運営を行なうようになっていきます。

したがって、今後は、公費の少ないことを理由に、PTA会費などからの支援をお願いします。父兄のかたがたも十分このことを認識され、正しい学校運営に対してご理解ご協力をお願いいたします。

個人負担の範囲(別表1)

小 学 校	中 学 校
1 通常家庭にある品物あるいは家庭になくても家庭教育上必要な品物で、学校における学習指導上必要な場合は個人の所有物として学校に持ちこられるもの	(1) 国語 国語辞典、習字用具一式
(1) 国語 習字用具一式(硯・筆など)	(2) 社会 歴史地図、学区地域図、歴史年表
(2) 社会 副読本、白地図	(3) 理科 解剖用具
(3) 算数 算数セット、そろばん	(4) 音楽 ハースト、たて笛、よこ笛、カステネット
(4) 音楽 ハースト、たて笛、カステネット	(5) 図工 彫刻用具、製図用具、水彩用具
(5) 図工 水彩用具一式、クレパス・フレオン	(6) 英語 英和辞典、和英辞典
彫刻用具一式	(7) 技術家庭 製図用具、調理用具、木工用具
工作用具一式	(8) 体育 体育用履服、クツ、しんない
(6) 家庭 さいほう用具一式、しんない用具	(9) 各教科 学習用ノート、鉛筆、消しゴム、三角定規、分度器、コンパス、算入
(7) 体育 運動用履服一式、くつ、はらまき	
(8) 各教科 学習用ノート、鉛筆、消しゴム、三角定規、分度器、コンパス、算入	

2 家庭にない品物で、家庭教育上時に必要というわけではないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるもの

- (1) 家庭科実習材料(調理材料、被服材料)
- (2) 図工科実習材料(工作材料)
- (3) クラブ活動費(5-6年 各83円)
- (4) 給食費
- (5) 遠足、夏季施設、移動教室、音楽鑑賞教室
- (6) 卒業記念アルバム代

- (1) 技術・家庭科実習材料(木工材料、被服材料、調理材料)
- (2) クラブ活動費(1-3年 各735円)
- (3) 給食費
- (4) 修学旅行、遠足、夏季施設、音楽鑑賞教室
- (5) 卒業記念アルバム代

項 目	費		計(千円)
	標準内運営費(千円)	標準外運営費(千円)	
補正前における計上額	299,876	49,380	349,256
42年度学校運営費標準改定	332,133	14,533	346,666
過(△)不足(ア-イ)	△ 32,257	34,847	2,590
今回補正予算計上額	80,758	9,043	89,801
区教育水準維持向上のための持出額	48,501	39,341	87,842
補正後の計上累計額(ア+エ)	380,634	53,874	434,508
41年度(前年度)計上対象額	309,736	56,084	365,820



9月15日「敬老の日」

敬老会・無料入浴など

区をあげて多彩な催し

ながいあいだ社会につくしてこられたお年寄りを敬い長寿をお祝いするために、昨年「敬老の日」が定められました。区ではことしも例年になく多彩な催しを行なう計画をたてて、いまその準備をすすめています。

◆敬老大会

区では、社会福祉協議会・老人クラブ連合会と共催で、60才以上の方を対象に敬老大会を開きます。

とき：9月15日

午前の部は10時から

午後の部は3時から

ところ：豊島公会堂

催し：お祝いのことば

老人クラブの人たち

による演芸など

※満員の際はお断りすることがあります

のでお早目にご来場ください。

◆敬老会

町内会などで、70才以上の方を対象に9月から10月にかけて行なう敬老会に、区からお祝品をお贈りいたします。

◆敬老金

すでにお申し出のあった75才

◆喜寿・米寿のお祝い
77才になった喜寿の方と、88才の米寿を迎えた方には、記念として別にお祝いの品をお贈りいたします。

◆無料入浴

区浴場組合のご厚意により、70才以上の方は9月15日、無料

でお風呂に入れます。

◆囲碁将棋大会

お年寄りの方をなぐさめはげまし、またおたがいの親睦をますため、9月下旬、目白厚生会館で、老人クラブ囲碁将棋大会を開きます。

◆老人慰安行事

被保護者世帯の75才以上の方をなぐさめはげますために、池袋温泉へご招待します。9月下旬予定で、お手許にご案内をさし上げます。

なおこのほか、被保護者世帯の77才以上の方には、敬老の日を記念して祝品をお贈りします

◆寿手帳をお贈りします

65才以上の方のふだんの健康を記録して、長寿のお役にたつよう、手帳をつくっております。内容は、そのほか病気とその予防の方法、あるいは老人のための施設の紹介などです。近く皆様のお手許におとどける予定です。ご利用ください。



消費者メモ今月はお休み

出張所	場所
第一出張所管内	栗鴨厚生会館
第二	池袋東
第三	青年館
第四	第四出張所
第五	目白厚生会館
第六	長崎
第七	第七出張所
第八	第八
第九分室	要町一丁目会館 (第九出張所)
第十一	第十一出張所

申込受付は、9月12日午前10時～午後2時まで。

◆あんまの無料奉仕

70才以上の方に、はり・灸・あんまの無料奉仕を、はり灸あんま、マッサージ会の方々のご協力により行います。

ご連絡ください。

第31期 成人職業学校開設

これからの労働は、その内容に、深く広い知識が要求されています。豊島区成人職業学校は、時代の要求にあわせて、職業についての知識・技能を勉強するために設けられました。新しく就職したい方、現在の職場でもっと戦域を拡げて活躍したい方など、この機会にぜひ入校をおすすめします。

申込受付：8月28日～9月2日

(自動車運転科は8月31日まで)

開設期間：9月5日～11月22日

開校式：9月5日 午後6時

豊島振興会館集会場

授業時間：毎週月・水・金曜日

午後6時～8時30分まで

(ただし祝日休講11月21日授業)

一科目延80時間、自動車運転科は昼間ずい時

入学資格：区内の在住・在勤者

ただし自動車運転科は区内に住んでいる方。また義務教育の終っていない人と上級学校在学中の人は資格がありません

申込手続：入学資格を証明するもの(お米の通帳、身分証明

場所	科目	定員
栗鴨厚生会館	中級経理事務科	50名
	謄写印刷科	50名
池袋東厚生会館	自動車修理科	40名
長崎厚生会館	中級洋裁科	50名
	中級和裁科	40名
豊島池袋自動車練習所	自動車運転科	60名

書等)を持参して厚生部管理課へ(内線三二二) 授業料：無料、ただしテキスト代は本人負担となります

お知らせ



☆戦没者に対する特別弔慰金(三万円)の請求はお済みですか

昭和16年12月8日以降戦没された方の遺族で、昭和40年4月1日において公務扶助料または遺族年金・給与金等を受けていた方が、いなくなった遺族で、つぎのような方には特別弔慰金が支給されます。

(1)戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金(5万円もしくは3万円)をもらった遺族。

(2)弔慰金はもらったが、妻は死亡または再婚し、両親も死亡子は成人に達した等で現在は扶助料・年金・給与金をもらっていない遺族。

ただし、戦没者の子を除いてはつぎのような方に限りません。

①戦没者の死亡当時、戦没者と生計関係があったこと。

②戦没者死亡後「氏」を改めた婚姻、あるいは養子縁組をしていないこと。

以上の方は特別弔慰金の請求ができますが、まだ請求していない方が多勢います。該当者によって時効は違いますが、早く請求しないと時効により受給できなくなりますのでご注意ください。

なお、くわしくは左記へおたずねください。
区役所厚生部管理課厚生係
内線三二二―三

☆国保の保養施設

2か所増設

国民健康保険課では、被保険者のみなさんの健康保持と増進のため、各地の温泉旅館21か所と契約しておりますが、このたび伊豆下田と湯松曾の2か所を追加したのであわせてご利用ください。

☆愛犬交換会

動物愛護の心をやしなない、捨て犬の野犬化によるいろいろな被害を防ぐため、愛犬(とくに仔犬)の交換会を開きます。都で、特に豊島区をモデル地区として、この運動を効果的に進めようという、画期的なものですので、区内愛犬家の皆様のご来場をお待ちしています。

とき：9月9日(土)後11時4時
ところ：雑司が谷公園
方法：獣医師会の指導により愛犬の交換をする(無料)

犬の交換をする(無料)

第19回豊島区秋の茶華展



恒例の茶華道展をつぎのように開きますので、皆様おそろいで鑑賞にお出かけください

とき：9月5日～10日
ところ：東武百貨店

6階催物場
内容：茶席一席、立札一席
生花二百

詳しくは成人教育係(内)四一六へ

書道教室開催

文芸

9月5日から12月6日まで、午後6時30分から2時間、区立青年館で開かれます。

科目 俳句・毛筆(毎火曜日)
短歌ペン習字(毎水曜日)

定員：各50名 一無料
資格：区内在住・在勤者

申込：9月4日から、ただし満員になり次第締切り

住居表示メモ④

問「住居表示制度が行なわれると、街区符号と住居番号で、住所を表わすのですね、ではどのように書き表わすのですか。」

答「町名―街区符号―住居番号の順に、例えば
町名
豊島区東池袋一丁目
街区符号 住居番号
十八番一号

問「住所の表わし方がかわると住民票なども各個人が訂正しなければなりませんね。」

答「区役所にある住民票、印鑑登録台帳、選挙人名簿、その他の公簿は区役所で訂正します。」

問「自動車運転免許証を持っていきますが、これはどのような手続きをすればよいのですか。」

答「免許証は警察署で扱いますが、住居表示が行なわれる日から、区役所と出張所の窓口で「住居表示変更証明書」を無料でさし上げます。この証明書をそえて管轄の警察署へ手続きをしてください。」

問「今までのお話でたいわかりましたが、親類や知人に住居表示の変わったことを知らせるのはどうしたらよいのですか。」

答「郵便局との関係になりますね、住居表示が行われる前に、区では新しい町区域、街区符号などが印刷してある案内図をお届けしますが、このとき郵便局からの無料はがきを一世帯二十枚お配りしますのでお使いください。なお四百枚まで無料扱いがうけられますが、詳しいことは郵便局でおたずねください。」

問「戸籍を綴るときには「地番」の順とするきまりになっていますが、ですから本籍を表わす場合新しくつけられた町名と従来の番地を使うことになりました。(たとえは)

豊島区西巢鴨二丁目二八六五番地に本籍があった人は

豊島区東池袋二丁目二八六五番地と表わすようになります。

同様に、番地は土地に付けられた符号ですから本来の目的であり、上地や家屋の表示も、先程のように住居表示により変更になった新町名と旧番地を使うわけです。